

# 事後評価シートの見方について

資料 3-1

## 令和6年度における施策の取組状況と成果について

### 1 基本項目

コンセプト	5	くらしを守る
施策	2	犯罪や事故から身を守り、安全で、安心できるまち
取組みの概要		
詐欺、盗難、空き巣などの犯罪や、交通事故などの被害を未然に防ぎ、安全な環境の中で、安心した日常生活を送ることができるよう、関係団体や関係機関との連携による対策強化や環境整備に取り組めます。		

第六次羽村市長期総合計画におけるコンセプト、施策の名称と、基本構想で掲げる取組の概要を記載しています。

### 2 施策を構成する主要な事務事業の事後評価結果

事業名	進捗状況	妥当性	効率性(手法)	達成度	総合評価
No.122 消費生活相談の充実	計画通り完了	A	A	A	計画通り実施
No.123 横田基地対策の推進	計画通り完了	A	A	A	計画通り実施

※◎は実施計画事業

第六次羽村市長期総合計画におけるコンセプト、施策の名称と、基本構想で掲げる取組の概要を記載しています。

### 3 事後評価の概要

本施策における事業については、「計画どおり完了」となっており、各評価項目を勘案した総合評価はA評価となっている。 このことから、引き続き、横田基地に起因する諸問題の解決に向けて、基地周辺自治体と連携し、国及び米軍等へ要請するとともに、市民への情報提供に取り組むこととしている。
---

事後評価結果の概要を記載しています。

### 4 外部評価委員会からの意見等

--

外部評価委員会における評価結果を踏まえた意見等を記載します。



1.基本項目		作成部署	市民部		地域振興課	
事業名		実施期間	事業種別	運営手法	実施計画No	
消費生活相談の充実		継続	自治事務	直営	—	
連携部署	秘書広報課、福祉健康部全課					
コンセプト	5 暮らしを守る					
施策	2 犯罪や事故から身を守り、安全で、安心できるまち					
方向性	1 犯罪防止対策の強化					

事業名や当該事業の長期総合計画における位置づけなど、事業の基本項目を記載しています。

2.事業の概要

事業概要	特殊詐欺など、複雑化する消費者トラブルを防ぐため、さまざまな支援に取り組みます。
根拠法令	消費者安全法
条例	羽村市消費生活センター条例
要綱等	羽村市消費生活相談実施要綱

令和6年度における事業概要と当該事業に関連する関係法規を記載しています。

3.実施計画（過年度実績）

Plan【計画】	令和6年度（当初）	過年度実績	
		令和5年度	令和4年度
事業内容 事業量等	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活相談の実施</li> <li>消費生活センターだより（4回）や広報はむら（6回）などによる情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活センターで実施する消費生活相談について、消費生活相談員を4人配置して、427件の相談等に対応した。広報はむら（6回）、消費生活センターだより「はむ★らいふ」（4回）で相談事例等を紹介し、消費者被害の予防を図った。法律事務所とアドバイザー契約を締結し、法的判断を要する高額な内容や解決困難なケースについては、弁護士から助言を受けて即座に対応した。（14件）</li> <li>相談員が国民生活センターや東京都が実施する研修を受講し、消費生活相談員の資質向上に努めた。（16回）</li> <li>○消費生活相談の実施 427件</li> <li>○消費生活相談員向けの研修参加 16回</li> <li>○はむ★らいふ(消費生活センターだより)の発行 4回</li> <li>○広報はむら「はい！こちら消費生活センター」 6回</li> <li>○公式サイトへの情報掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活相談の実施</li> <li>消費生活相談員向けの研修参加</li> <li>法律事務所とアドバイザー契約を締結し、相談対応の充実を図った</li> <li>はむ★らいふ(消費生活センターだより)の発行（年4回）</li> <li>広報はむら 「はい！こちら消費生活センター」の掲載（年6回）</li> <li>公式サイトへの各種情報掲載</li> <li>羽村市消費者の日の実施（年1回）</li> <li>消費者教育、啓発用冊子等の配布</li> </ul>

令和6年度当初における計画（事業内容・事業量等）を記載しています。  
（Plan【計画】）  
また、令和4年度及び令和5年度の活動実績を記載しています。

4.投入指標(成果の達成、及び活動するために投入する資源【ヒト・モノ・カネ】)

①年間業務時間(人件費の目安)【事務執行に要する人数と1人当たりの年間業務時間】

職層・職種別	令和6年度(当初)		令和5年度(実績)		令和4年度(実績)		令和6年度積算根拠 相談室開所日数×1日6時間
	人数	概算時間	人数	概算時間	人数	概算時間	
係長職	1人	1,476H	1人	1,458H	1人	1,458H	
主事・主任職	0人	0H	0人	0H	0人	0H	

②事業費

事業費の内訳(単位:千円)	令和6年度(当初) a	令和5年度(実績) b	令和4年度(実績)	増減(a-b)
事業費	5,511	4,152	4,200	1,359
人件費(係長職)	6,741	6,626	6,298	115
人件費(主任・主事職)	0	0	0	0
総事業費(合計)	12,252	10,778	10,498	1,474
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	205	138	275	67
市債	0	0	0	0
その他特定財源	0	0	0	0
一般財源(人件費含む)	12,047	10,640	10,223	1,407
財源内訳(合計)	12,252	10,778	10,498	1,474

③コスト計算

ア 市民  人における1人当たりのコストは、 円 (令和6年4月1日現在人口)

イ 対象者  人における1人当たりのコストは、 円

※ 対象者:

ウ 成果(物)  の 出来高  当たりのコストは  円

令和6年度当初における年間業務時間、総事業費、市民一人あたり(令和6年4月1日人口:54,162人)のコスト等を記載しています。

また、令和4年度及び令和5年度の実績を記載しています。

③コスト計算について、当該事業に対する対象者や成果(物)がある場合は、対象者や成果(物)の単位あたりのコストを記載しています。

**Do【実行】**

**5.実施結果**

計画通り完了     計画を見直し完了     遅延     中断

①指示事項（令和6年5月20日付「令和6年4月総合調整会議を踏まえた指示事項」）

		指示事項
無	有	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—

②活動実績

・消費生活センターで実施する消費生活相談については、消費生活相談員を4人配置し、390件の相談等に対応した。  
 ・法律事務所とアドバイザー契約を締結し、法的判断を要する高額な内容や解決困難なケースについて、弁護士から助言を受けて即座に対応した（11件）。  
 ・相談員の資質向上のため、国民生活センターや東京都が実施する研修等を相談員が受講した（15回）。  
 ・広報はむら（年6回）及び消費生活センターだより「はむ★らいふ」（年4回）内に相談事例等を掲載し、消費者被害の予防を図った。

③投入実績

決算の内訳（単位：千円）	予算額(当初)	補正・流用額	予算額(最終)	決算額	執行率
事業費	5,511	0	5,511	4,024	73.0%

年間業務時間（人件費の目安）	当初計画		実績	
	人数	概算時間	人数	概算時間
係長職	1人	1,476 H	1人	1,476 H
主事・主任職	0人	0 H	0人	0 H

④事業量（活動量）

実施計画	今年度実績
○消費生活相談の実施 ○消費生活センターだよりの発行 年4回 ○広報はむらへの掲載 年6回 ○市公式サイトへの掲載 随時	○消費生活相談の実施 390件 ○消費生活センターだよりの発行 年4回 ○広報はむらへの掲載 年6回 ○市公式サイトへの掲載 随時

令和6年度における事務事業の実施結果について記載しています。

（Do【実行】）

●計画通り完了

令和6年度に掲げたPlan【計画】が予定通り進行し、完了したもの

●計画を見直し完了

令和6年度に掲げたPlan【計画】を実施したが、何らかの事由により計画通り事業が達成できなかったもの

●遅延

令和6年度に掲げたPlan【計画】を計画どおり実施していない又は、遅延しているもの

●中断

令和6年度に掲げたPlan【計画】を実施したが、不可抗力（法改正や天災等）の事由により事業が中断しているもの

①指示事項について、令和6年5月20日に発出された市長指示事項がある場合は、その内容が記載されています。

③投入実績について、4.投入指標②事業費の総事業費から人件費を除いた額を記載しています。

## Check【評価】

### 6.事業の評価

項目	評価視点	評価評点	
妥当性	市が実施（関与）することの妥当性	公共性や公平性、国や東京都、民間事業者が提供するサービスとの重複や競合などの観点から、市が実施（関与）することは妥当か。	A
		消費者安全法において、市による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置（努力義務）について定められている。市民が身近な相談場所として活用でき、消費者トラブルの早期解決を図ることができるため、実施は妥当である。	
	事業・対象の妥当性	事業や事業の利用者・対象者は、市民ニーズ（需要）や社会経済情勢に合っているか。	
		消費生活相談の内容は多岐に渡り、多様化・複雑化している。専門資格・知識のある消費生活相談員が全国の事例等も参考にしながら、市民等からの相談や苦情等に対応しており、需要に込えている。	
効率性（手法）	事業の効率性	デジタル化や人員の見直し、業務の進め方・手続きの簡略化などにより、効率的に業務を行っているか。また、民間委託や指定管理者制度の導入など実施主体の見直しや、さらなる活用はできないか。	A
		相談等に的確に対応することができるよう、有資格の消費生活相談員を配置して対応している。また、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）を活用し、全国から収集された苦情・相談データを消費者トラブルの解決に活用している。	
	負担割合の適正性	補助・助成金事業や市単独の扶助費における市の負担（補助）割合は適切か。また、受益者負担を求める事業において、受益者負担の設定は適切か（新たに受益者負担を求めることはできないか）。※該当する場合のみ記入	
		該当なし。	
達成度	目標の達成度	単年度における事業量（活動量）が達成できたか。	A
		計画どおりに年間を通じての消費生活相談、市民への啓発等を実施し、達成した。	

### 7.本事業の総合評価

総合評価	評価理由
計画通り実施	計画通りに事業を実施し、市民の消費生活の安定につなげた。 専門の消費生活相談員による消費生活相談の実施により、市民の消費生活トラブルに適切な対応を行い解決を図った。 「広報はむら」や「消費生活センターだより」等で消費者教育・啓発を行い、消費者トラブルの防止を促進した。

## Action【改善】

### 8.総合評価を踏まえた今後の方向性

【改善点及び、今後の取組方針】

引き続き、消費生活相談を実施し、市民の消費者トラブル解決と啓発に努めていく。  
また、「広報はむら」や市公式サイト等への啓発記事の掲載や事業の実施等において、啓発活動を行い、被害の未然防止対策を講じていく。

令和6年度における事務事業の実施結果（Do【実行】）から、「妥当性」、「効率性（手法）」、「達成度」の3つの視点で事業を評価した結果と、これらを踏まえた「総合評価」を記載しています。  
（Check【評価】）

#### ●妥当性

「市が実施（関与）することの妥当性」、「事業・対象の妥当性」の2項目から事業実施の妥当性を評価します。

#### ●効率性（手法）

「事業の効率性」、「負担割合の適正性」の2項目から効率的に事業が実施できているか評価します。

なお、「負担割合の適正性」は事業の性質が、補助・助成金事業または市単独の扶助費の場合と受益者負担を求める（新たに求めることが可能な）事業についてのみ、評価します。

#### ●達成度

計画した事業量（活動量）を達成したかどうかで事業を評価します。

#### ●総合評価

「妥当性」、「効率性（手法）」、「達成度」の3項目の評価を踏まえて、事業の総合評価を行います。

※各項目の評価評点について

#### 評価

（Check【評価】）を踏まえた今後の事業の方向性を記載しています。（Action【改善】）

なお、総合評価が「計画通り実施」の場合は、原則として事業の今後の取組方針のみ記載しています。

○各項目の評価評点について

項目	評価評点
妥当性	A：妥当である B：おおむね妥当である C：見直しが必要 D：休・廃止の検討が必要
効率性（手法）	A：効率的である B：進め方等の改善が必要 C：規模や内容、実施主体の見直し等が必要 D：抜本的な見直し、休・廃止の検討が必要
達成度	A：達成度80%以上 B：達成度50%以上80%未満 C：達成度20%以上50%未満 D：達成度20%未満
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画通り実施</li> <li>・改善が必要（進め方等の改善）</li> <li>・改善が必要（規模や内容、実施主体の見直し等）</li> <li>・改善が必要（抜本的見直し、休・廃止の検討）</li> </ul>

○総合評価の判定について

